

事業承継関連税制について

平成30年6月

関東経済産業局 中小企業金融課

切れ目のない事業承継の支援策

- ◆ 後継者が決まっている企業には**税制措置による円滑な承継**を、決まっていない企業には**気付きの機会提供、マッチング支援**により後継者探しを支援。**承継後のチャレンジ**を支援することも重要。
- ◆ 切れ目のない事業承継支援を、**今後10年で集中**して実施する。

承継前の準備・税制・マッチング支援

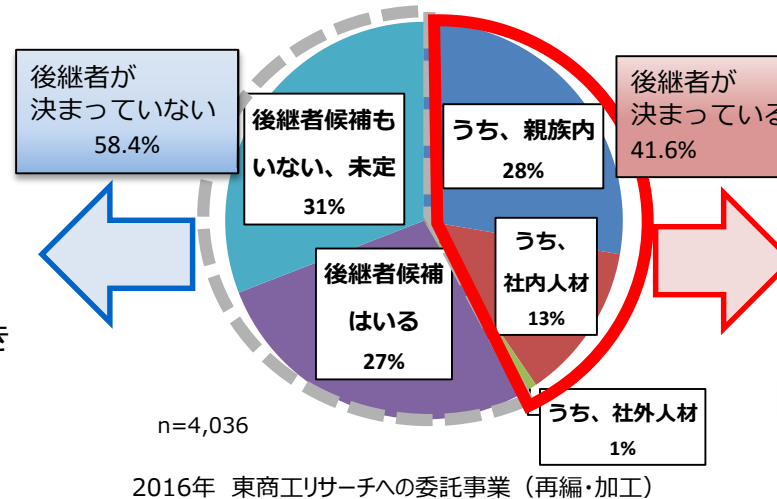
気付きの機会提供

- ✓ 事業者の身近にいる**金融機関、士業等専門家**が経営者に働きかけ、**プッシュ型事業承継診断**を徹底実施(年5万者)し、専門家を派遣する費用等を支援。**休廃業リスク分析等のデータも活用**することで、集中的・効果的な働きかけを行う

マッチング支援

- ✓ 年間1千~2千件の**マッチング**が実現できるよう、専門家の増員等「**事業引継ぎ支援センター**」の体制を強化するよう支援。

中小企業の後継者選定状況 親族外承継の現状



税制の拡充

- ✓ 事業承継税制の以下の要件を、10年限定で抜本拡充
 - ①対象株式等の上限の撤廃
 - ②対象者の拡大
 - ③雇用要件の抜本の見直し
 - ④売却・廃業時の減免制度の創設
- ✓ 近年増加する親族外承継を後押しするため、**M & Aに係る登録免許税、不動産取得税を減免**

金融支援の充実

- ✓ 承継に必要な資金 (M & Aや設備投資に必要な資金) の**低利融資**
- ✓ 承継の際の**経営者の個人保証の適正化**を検討

承継後のチャレンジ支援

事業承継補助金

- ✓ **事業承継やM & Aを通じた事業引継ぎ**を契機として、**経営革新や事業転換**に取り組む中小企業の**設備投資等**を支援する。

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充

(事業承継税制)

(相続税・贈与税)

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、平成30年4月1日から平成35年3月31日までに特例承継計画を提出し、平成30年1月1日から平成39年12月31日までに承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。
- ①対象株式数・猶予割合の拡大②対象者の拡大③雇用要件の弾力化④新たな減免制度の創設等を行う。

◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

現行制度

- 納税猶予の対象になる株式数には**2/3の上限**があり、相続税の**猶予割合は80%**。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、**一人の先代経営者から一人の後継者**へ贈与・相続される場合のみ。



特例制度

- 対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。また、**納税猶予割合も100%に拡大**することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む**複数の株主**から、**代表者である後継者(最大3人)**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

現行制度

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される**ため、過大な税負担が生じうる。
- 税制の適用後、**5年間で平均8割以上**の雇用を維持できなければ猶予打切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。



特例制度

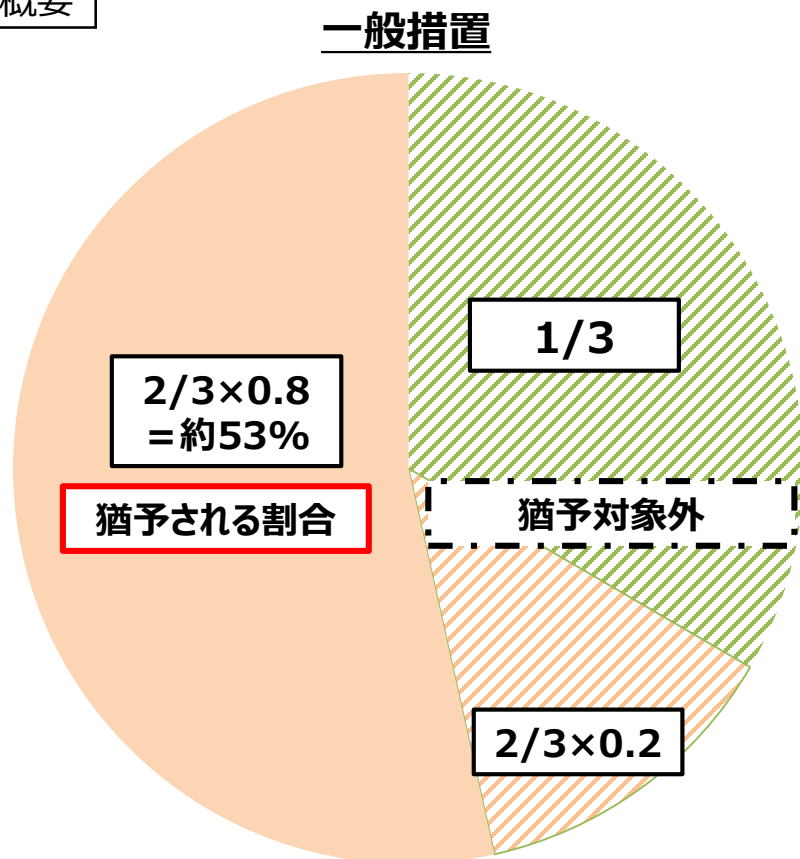
- **売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

平成30年度税制改正の概要 (事業承継税制①対象株式数上限等の撤廃)

- 一般措置では、先代経営者から贈与/相続により取得した非上場株式等のうち、議決権株式総数の2/3に達する部分までの株式等が対象（贈与/相続前から後継者が既に保有していた部分は対象外）。例えば、相続税の場合、猶予割合は80%であるため、猶予されるのは $2/3 \times 80\% = \text{約}53\%$ のみ。
- 対象株式数の上限を撤廃（ $2/3 \rightarrow 3/3$ ）、猶予割合を100%に拡大することで、事業承継時の贈与税・相続税の現金負担をゼロにする。

改正概要



一般措置

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3までであり、相続税の納税猶予割合は80%。そのため、実際に猶予される額は全体の約53%にとどまる



特例措置

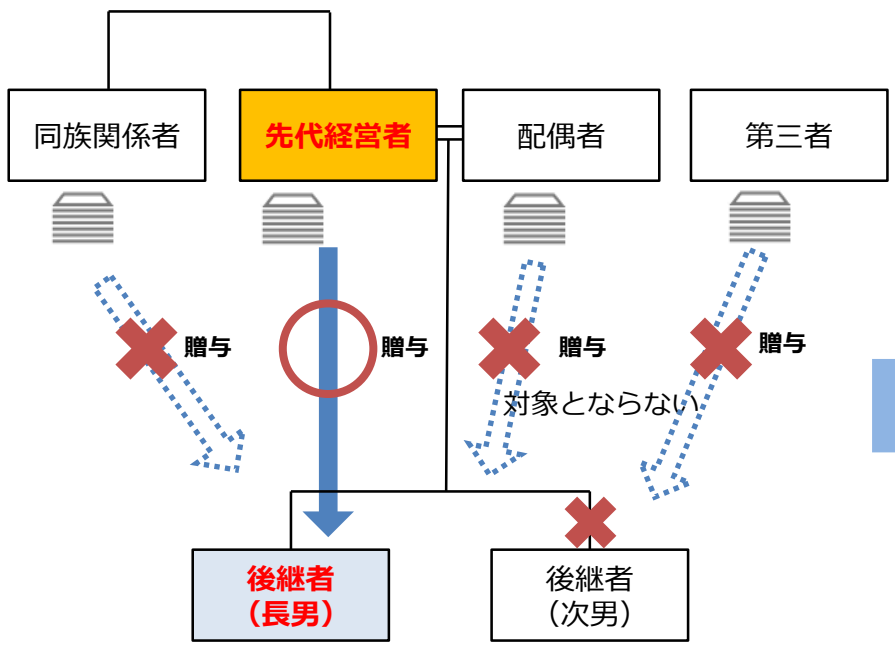
- 対象株式数の上限を撤廃し議決権株式の全てを猶予対象とする。
 - 猶予割合を100%に拡大。
- ⇒事業承継に係る金銭負担はゼロとなる

平成30年度税制改正の概要 (事業承継税制②対象者の拡充)

- 一般措置では、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみが対象。
- 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

改正概要

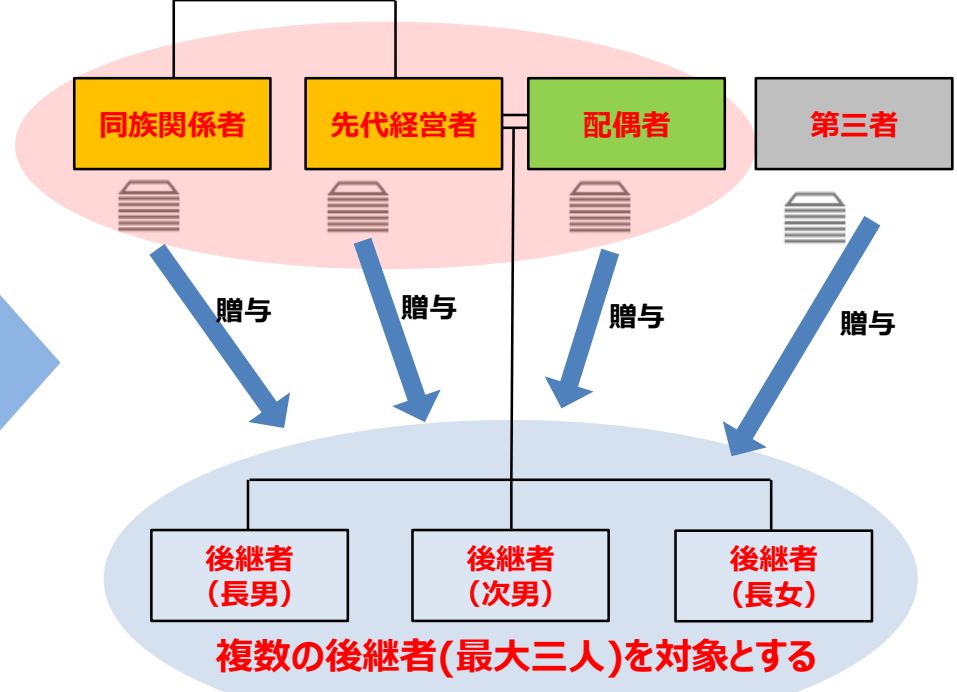
一般措置



1人の先代経営者から1人の後継者への贈与のみが対象

特例措置

贈与者は先代経営者に限定せず、複数でも可能とする



複数の後継者(最大三人)を対象とする

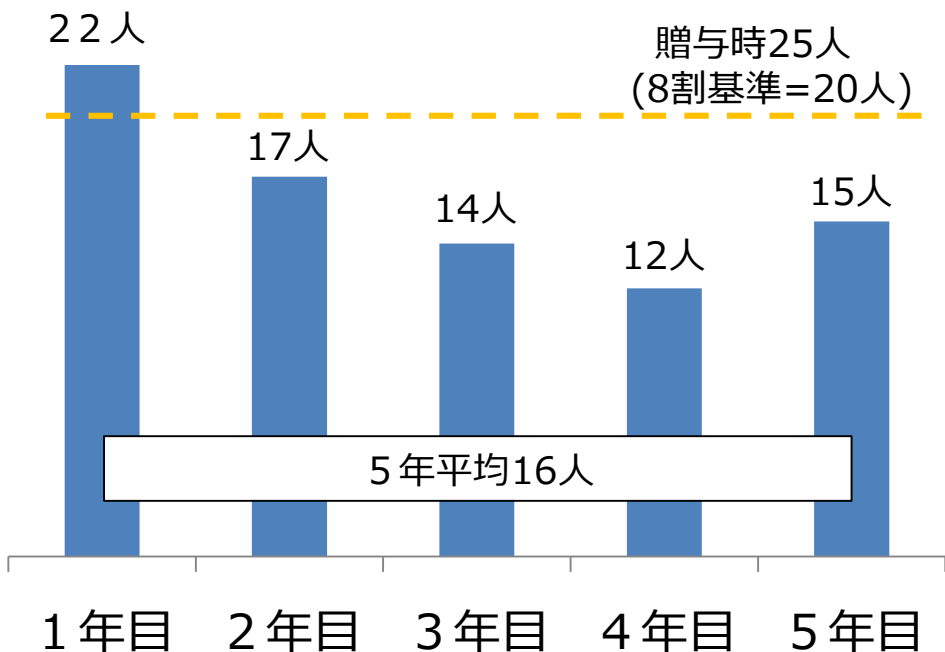
- それぞれ代表権を有しているものに限る。
- 後継者それぞれが、贈与/相続後において、議決権割合の10%以上を有し、かつ、同族内で議決権保有割合上位2位(後継者二人の場合)又は3位(後継者三人の場合)までの者であること。
- 先代からの移転方法が、贈与/相続のいずれであるかは問わない。
- 先代から移転を受けているかどうかは問わない。

平成30年度税制改正の概要 (事業承継税制③雇用要件の抜本的見直し)

- 一般措置では、事業承継後 **5年間平均で、雇用の8割を維持**することが求められている。仮に雇用8割を維持出来なかった場合には、**猶予された贈与税・相続税の全額を納付**する必要がある。
- 制度利用を躊躇する要因となっている**雇用要件を実質的に撤廃**することにより、**雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能**に。(※雇用維持が出来なかった理由が経営悪化又は正当なものと認められない場合、認定支援機関の指導・助言を受ける必要がある。)

改正概要

従業員数



一般措置

5年間の雇用平均が**8割未達**の場合、**猶予された税額を全額納付**



特例措置

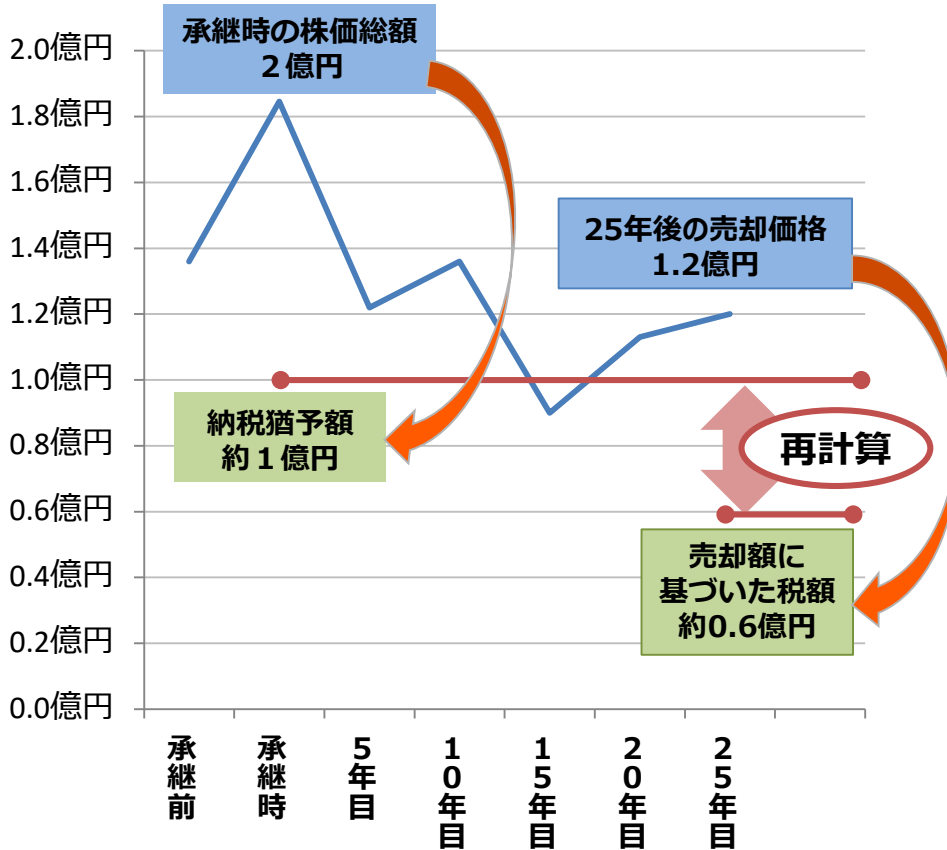
5年間の雇用平均が8割未達でも**猶予は継続**
※5年平均8割を満たせなかった場合には理由報告が必要。
経営悪化が原因である場合等には、認定支援機関による指導助言の必要

平成30年度税制改正の概要 (事業承継税制④経営環境変化に応じた減免)

- 一般措置では、後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税を納税**するため、過大な税負担が生じる。
- 売却額や廃業時の評価額を基に**納税額を再計算**し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との**差額を減免**。経営環境の変化による**将来の不安を軽減**。

制度概要

X社の株価総額の推移 (イメージ図)



一般措置

事業承継時の株価を元に贈与税額・相続税額を算定し、猶予取消しとなった場合には、その贈与税額・相続税額を納税する必要がある



特例措置

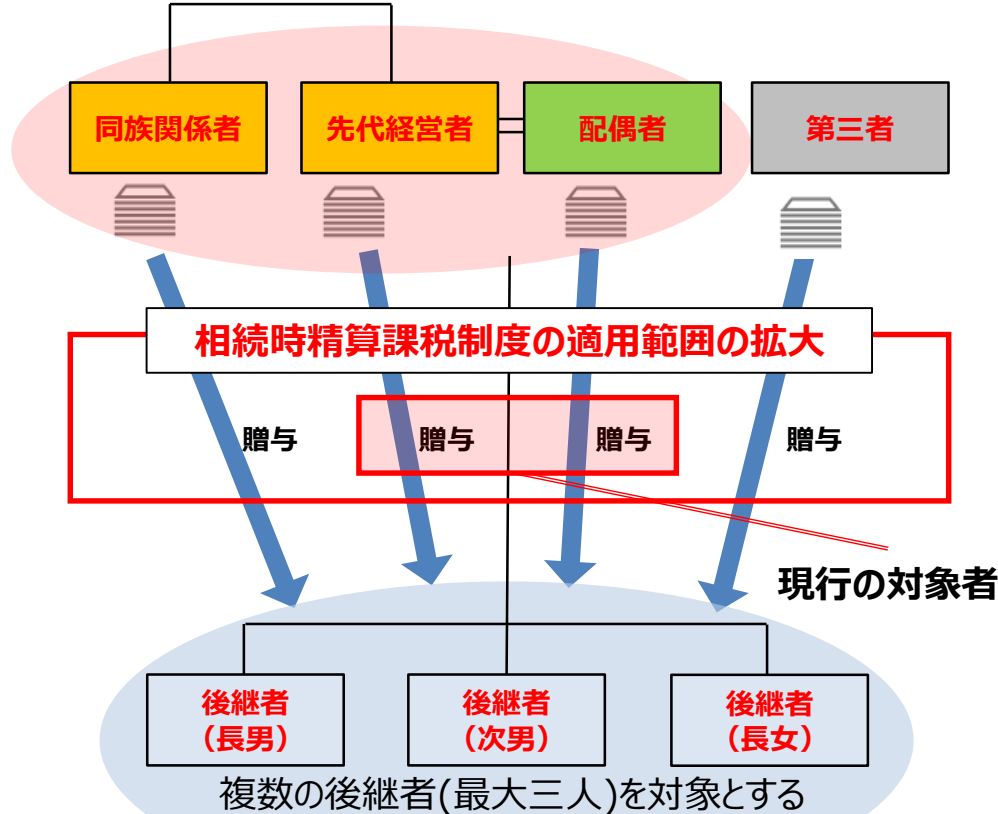
経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、事業承継時の価額と差額が生じているときは、売却・廃業時の株価を基に**納税額を再計算**し、減免可能とすることで**将来不安を軽減**

平成30年度税制改正の概要

(事業承継税制⑤相続時精算課税制度の適用範囲の拡大)

- 一般措置では、相続時精算課税制度は、原則として直系卑属への贈与のみが対象。
- 事業承継税制の適用を受ける場合には、相続時精算課税制度の適用範囲を拡大することにより、猶予取消し時に過大な税負担が生じないようにする。

制度概要



※代表権を有しているものに限る
 ※複数人で承継する場合、議決権割合の10%以上を有し、かつ、議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限る。

一般措置

60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫への贈与が相続時精算課税制度の対象



特例措置

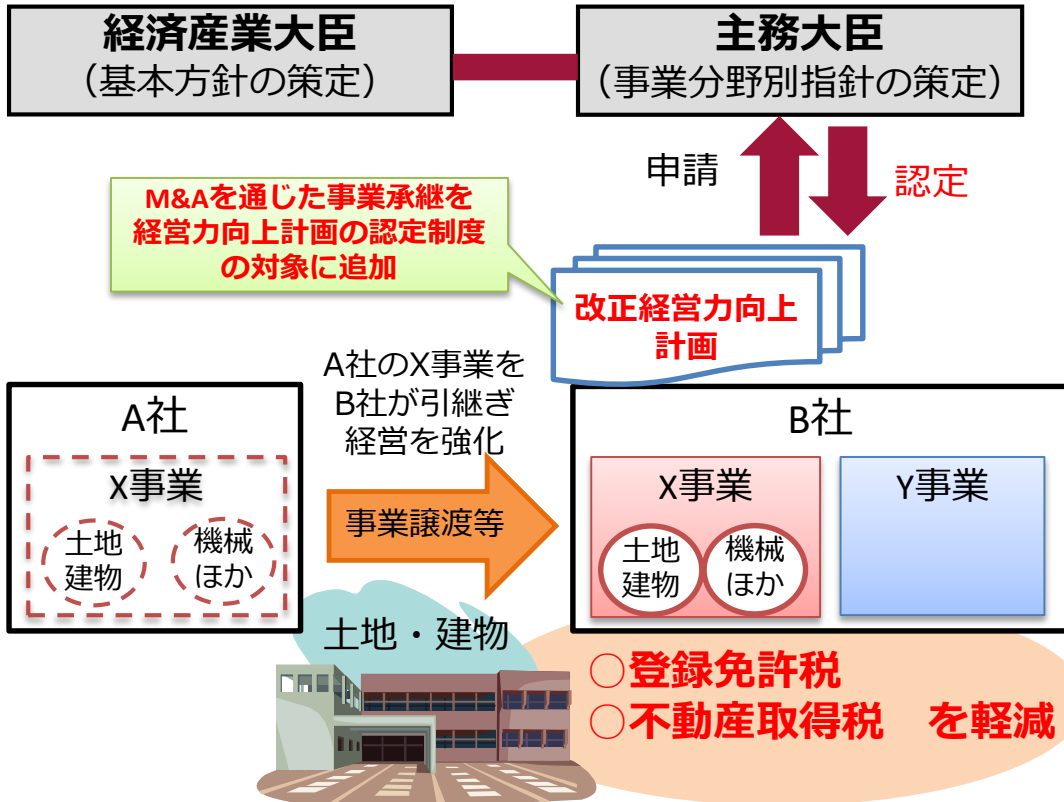
一般措置に加えて、事業承継税制の適用を受ける場合には、60歳以上の贈与者から、20歳以上の後継者への贈与を相続時精算課税制度の対象とする。
 (贈与者の子や孫でない場合でも適用可能。)

中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の創設

- 後継者が不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を図ることにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。そのため、中小企業等経営強化法を改正し、M&Aによる事業承継を支援対象に追加することで、第三者への事業承継を後押し。
- 認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで、次世代への経営引継ぎを加速させる措置を創設。

改正概要 【適用期限：平成31年度末まで】

【中小企業等経営強化法】



＜登録免許税の税率＞

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による 移転の登記	2.0%※	1.6%

※平成31年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

＜不動産取得税の税率＞

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の 家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

※1 平成33年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

※3 事務所や宿舍等の一定の不動産を除く